

作成年月日	平成15年4月21日
作成部局 課室名	県民政策部県民文化局 参画協働課

県民の参画と協働の推進に関する条例に基づく新たな制度の創設について

地域づくり活動登録の募集について

1 趣旨

地域づくり活動を行う団体等の活動の登録を行い、広く情報発信することで、新たな仲間づくりなど活動の輪を広げるとともに、当該活動に対する社会的認知や評価を得ることによる「新しい公」をともに担う協働によるパートナーづくりをめざすため、県民の参画と協働の推進に関する条例（平成14年条例第57号）第7条の規定に基づき「地域づくり活動登録」を制度化した。

条例の施行を受け、ひょうごボランティアプラザにおいて、「地域づくり活動登録」の募集を5月1日から開始する。

2 登録の対象となる活動

- (1) 自治会、婦人会、ボランティア団体、NPOなど地域づくり活動を行っている団体やグループなどが行う活動であること。
- (2) 営利を主たる目的とする活動、宗教的・政治的な活動でないこと
- (3) 登録された活動や団体等が公序良俗に反する行為、犯罪行為、第三者の権利を侵害する行為でないこと。

3 登録の内容

- ・活動分野・活動の内容・団体等の名称・所在地・代表者名・連絡先等

4 登録の方法

(1) 申込書

県ホームページ(<http://web.pref.hyogo.jp/sankaku/>)及びひょうごボランティアプラザホームページ(<http://www.hyogo-vplaza.jp>)に掲載
各県民局県民生活部県民運動課に申込書を備付け

(2) 申込方法

ひょうごボランティアプラザのホームページに必要事項を記載して送信
ひょうごボランティアプラザに申込み（郵送又は持参）
各県民局県民生活部県民運動課に申込み（郵送又は持参）

(3) 更新方法

初期登録を行った後、ひょうごボランティアプラザにおいて、情報システムに接続（ログイン）するためのID番号及びパスワードを送付（Eメール又は郵便）し、団体等が活動内容を随時登録・更新する。

なお、インターネットを利用できる環境にない団体等については、ひょうごボランティアプラザで入力を代行する。

登録の効果

県民が様々な形で取り組む自発的・自律的な地域づくり活動をインターネットで情報発信し、新たな仲間づくりにつなげる。(活動内容・地域・キーワード等で検索可能)

発信された活動の内容や手法等を知ること、地域や分野を超えて自分たちの活動をより充実させることができる。

様々な活動が登録されることにより、同じような課題に対して複数の課題に向けたアプローチが存在することを発見でき、地域の実情にあわせた解決方法を選択できる。

これら複数のアプローチを上手く組み合わせたり、協働して取り組むきっかけづくりを通じて、より効果的な課題解決が期待できる。

5 スケジュール

5月1日 募集開始

～ 登録のあった活動に対して随時ID等を発行

6 画面イメージ

(別添1のとおり)

(参考1：県民の参画と協働の推進に関する条例(抜粋))

(登録)

第7条 地域づくり活動を行う県民は、自らが行う地域づくり活動に関する情報を相互に提供し、及び活用するとともに、相互の連携及び交流を深め、もって地域づくり活動の活性化に資することができるよう、地域づくり活動の内容その他当該地域づくり活動に関する事項の登録をすることができる。

2 県は、前項の登録をした地域づくり活動に対して、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 第1項の登録に関して必要な事項は、知事が別に定める。

「附属機関等の委員の公募に関する指針」の制定について

1 趣旨

県が設置する附属機関等の審議に県民の意見等を反映させることを通じて参画と協働による県行政を推進するため、県民の参画と協働の推進に関する条例(平成14年兵庫県条例第57号。以下「条例」という。)第9条第3項及び附属機関等の設置及び運営指針(平成12年4月1日制定)4(3)ウの規定に基づき、条例第9条第1項の規定に基づく附属機関等の委員の公募を行うために必要な事項を定めるものとする。

2 主な内容（別添2）

- (1) 実施基準の設定
- (2) 公募対象者の明確化
- (3) 公募枠の設定
- (4) 再任及び併任の取り扱い
- (5) 委員の責務等
- (6) 応募資格の設定
- (7) 選考方法 等

3 実施時期

平成15年4月1日

4 現状

機関数 区分	15年度当初 総数(予定) a	公募委員の選任になじまないもの		検討対象 (政策形成の審議を目的とするもの)	
		法令等の規定により委員の選任対象者が定められているもの b	行政処分等の審査など政策形成に関わらないもの c	d=a-b-c	うち実施済
附属機関	70	8	25	37	6
委員会等	47	3	9	35	3
計	117	11	34	72	9

(参考2：県民の参画と協働の推進に関する条例（抜粋）)

(委員の公募)

第9条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、県の政策の形成に県民が参画する機会を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他委員会等で、県の政策の形成に関して調査審議するために設けられるものの委員（以下「委員」という。）を選任しようとする場合において、これらの審議が県民生活に密接に関連し、県民の意見を反映させることが適当であると認めるときは、広く県民に対して公募を行うものとする。

- 2 公募により委嘱された委員は、基本理念にのっとり、誠実に職務を遂行するものとし、自らの学識、経験等に基づき、自己の責任において意見を述べるものとする。
- 3 委員の公募に関して必要な事項は、知事等が別に定める。

(参考3：附属機関等の設置及び運営指針（抜粋）)

4 附属機関等の運営

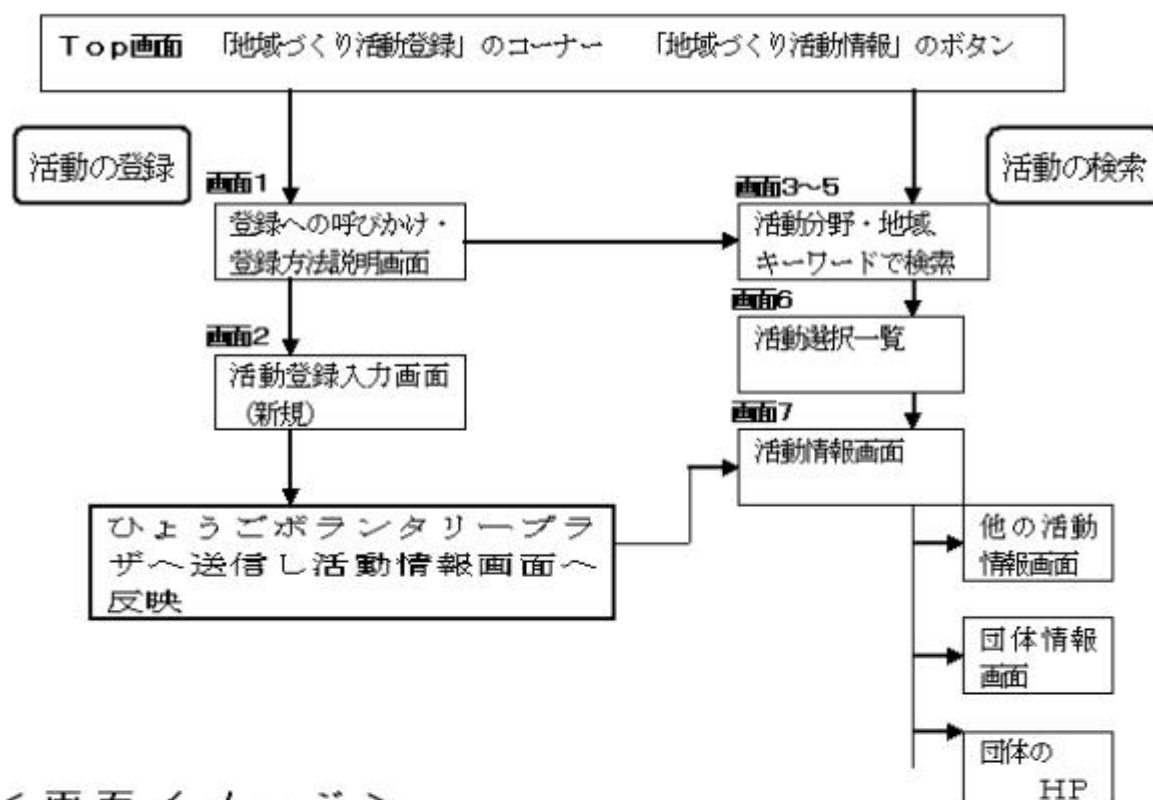
(3) 委員の構成

ア 委員の選任に当たっては、当該附属機関等の設置の目的に照らし、委員により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡のとれたものとなるよう委員の構成に留意するものとする。

イ 「男女共同参画社会づくり条例」及び「ひょうご男女共同参画プラン21」に基づき、女性委員の積極的な登用を図り、全委員に占める女性委員の割合を30%以上とするよう努めるものとする。

ウ 公募による委員の選任等、当該附属機関等の設置の目的を踏まえた幅広い委員の選任方法を採用するように努めるものとする。

地域づくり活動登録情報システムの画面構成



< 画面イメージ >

登録の呼びかけ画面

画面 1

みなさんの地域づくり活動を応援します

子育てや高齢者の支援・緑化活動・まちづくりなど、暮らしやすい地域をめざしたり、地域の課題の解決のために市民のみなさんが取り組むさまざまな活動を「地域づくり活動登録」として情報発信し、より多くの方との交流が進むよう応援します。

- 登録された活動内容を検索できます
活動内容をお知りになりたい方はこちら → [検索方法の説明画面へ](#)
- あなたの活動を登録することができます
 登録された団体の協働での取り組みに対して、相談・活動の場や機材の提供・活動費助成などの支援を行います。
初めて登録される方はこちら → [登録方法の説明画面へ](#)
登録内容を更新される方はこちら → [既に登録された方のみ 活動更新画面へ](#)

ご注意

- ・この登録システムは、さまざまな地域づくり活動をみなさんに知っていただき、より多くの人の参加を進めるものです。お互いマナーを守って交流を深げません。
- ・それぞれの活動情報については、各団体に直接お問い合わせください。

地域づくり活動登録へのお問合せはこちら
vp1aza@hyogo-wel.or.jp

ひょうごボランティアプラザ
Copyright (c) 2006 ひょうごボランティアプラザ
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クロスビル10階
TEL: (078)360-8845 FAX: (078)360-8848 E-mail: vp1aza@hyogo-wel.or.jp

Microsoft Internet Explorer
 ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H) 印刷
 アドレス(D) [] 移動

ひょうごボランティアプラザ
 サイトマップ | 利用規約 | プライバシーポリシー

施設 事業 支援機関 助成金情報 Q&A 文字サイズ設定
 HOME 地域づくり活動情報 団体情報 イベント情報 募集情報 メールマガジン

活動登録情報の入力画面（新規）

更新時間 2003/0/0 00:00

活動団体名称 全角30字以内

活動情報

活動名称 全角30字以内

活動分野 ▼をクリックして選択 **活動地域** ▼をクリックして選択

活動内容紹介
 全角400字以内

写真を掲載する場合はここをクリック⇒ **写真**

団体からのメッセージ
 全角150字以内

団体情報

代表者名 全角20字以内 **団体区分** 地域団体 市民団体 学生団体 その他

主な役員 全角20字以内 主な役員を記入 活動の担当者チェック

団体所在地 〒 全角入力 全角で入力

団体電話番号 全角で入力 携帯番号も可 **団体Fax番号** 全角で入力

ホームページURL http:// 全角で入力

Eメールアドレス 半角英数で入力 半角英数で入力

メールマガジンの配信を **希望する** **希望しない**

引き続き活動内容を入力する **次の画面へ** 入力を終了する **送信**

ひょうごボランティアプラザ 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー10階
 Copyright(c)2002 ひょうごボランティアプラザ TEL:(078)360-8845 FAX:(078)360-8848 E-mail:uplaza@tvcom-net.or.jp

ページが表示されました インターネット

活動分野選択画面

画面3

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

アドレス()

ひょうごボランティアプラザ

サイトマップ | 利用規約 | プライバシーポリシー

施設 事業 支援機関 助成金情報 Q&A 文字サイズ設定

HOME 地域づくり活動情報 団体情報 イベント情報 募集情報 メールマガジン

活動分野 活動内容 活動地域 選択画面 キーワード 検索

福祉・保健・医療 高齢者・障害者などの福祉活動をはじめ、障害づくり・衣食住の見直し、居場所づくり等	社会教育 生涯学習、生きがいづくり、地域の歴史の学習、文化の伝承等	まちづくり 村おこし・町おこし、まちづくりへの参加・パリアフリー、地域に根ざったまちづくり等
文化・芸術・スポーツ 地域文化の創造、祭礼文化の復興、スポーツの振興等	環境 自然環境保全、野生生物の保全、リサイクル活動、クリーン活動、環境意識啓発等	災害救援 災害予防活動、災害時の救援活動、復興への取組み、災害ボランティアネットワーク等
地域安全 交通安全の推進、犯罪防止等地域の安全の確保に向けた活動	人権尊重・平和推進 人権意識の普及・学習、人権の保護、差別の撲滅等、世界平和の推進、防衛活動等	国際協力 海外協力・青年海外協力隊・市民国際交流団等、異文化交流・e-Asia等国際交流
男女共同参画 男女共同参画社会の形成、雇用の男女平等、女性への暴力問題、女性のネットワーク等	子どもの育成 青少年活動、青少年育成活動・非行防止、不登校支援、子育て支援等	NPO等支援 NPO等への助成、相談、お役付き活動、拠点づくり、助成、事業化支援等
情報化社会の発展 ...	科学技術の振興 ...	経済の活性化 ...
職業開発・雇用促進 ...	消費者保護 ...	その他 ...

ひょうごボランティアプラザ 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー10階
 Copyright(c)2002 ひょうごボランティアプラザ TEL:(078)360-8845 FAX:(078)360-8848 E-mail:volplaza@hyogo-net.or.jp

ページが表示されました インターネット

活動分野の詳細選択画面

画面4

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

アドレス()

ひょうごボランティアプラザ

サイトマップ | 利用規約 | プライバシーポリシー

施設 事業 支援機関 助成金情報 Q&A 文字サイズ設定

HOME 地域づくり活動情報 団体情報 イベント情報 募集情報 メールマガジン

活動分野 活動内容 活動地域 選択画面 キーワード 検索

検索しようとする活動内容をクリックしてください。

分野	活動内容
福祉・保健・医療	○障害者支援 ○高齢者支援 ○地域福祉活動 ○車いす介助 ○送迎ボランティア ○作業所支援 ○施設ボランティア ○グループホーム支援 ○老人ホーム支援 ○給食サービス ○手話通訳 ○要約筆記 ○録音・リーディング ○高齢者住宅相談 ○ホームヘルプ・ボランティア ○生活用品配達 ○リハビリ介助 ○ホームレス支援 ○福祉ボランティア連絡会 ○難病患者会・当事者活動 ○地域保健活動 ○いのちの電話 ○アルコール問題 ○精神保健ボランティア ○その他
社会教育	○各種講座の開催 ○自主的な学び ○生涯学習支援 ○生きがいづくり ○図書館ボランティア ○文化・伝統の継承 ○歴史的建造物・文化財の保存 ○その他の学習 ○その他
まちづくり	○まちおこし、村おこし ○ユニバーサルデザイン(バリアフリー) ○まちの案内 ○まちなみ保存活動 ○都市計画への参画・協働 ○耐震相談 ○まちづくり支援 ○その他
文化・芸術・スポーツ	○絵画 ○音楽 ○演劇 ○詩歌 ○文芸 ○レクリエーション ○スポーツ ○文化活動への支援 ○その他
環境	
:	
子どもの育成	○青少年活動 ○ボーイスカウト・ガールスカウト ○幼児クラブ ○子ども会 ○青年団 ○青少年育成活動 ○非行防止活動 ○不登校児支援 ○引きこもりへの対応 ○保育ボランティア ○子育て相談 ○語り部ボランティア ○読書ボランティア ○学童保育 ○体験活動 ○その他
:	

ひょうごボランティアプラザ 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー10階
 Copyright(c)2002 ひょうごボランティアプラザ TEL:(078)360-8845 FAX:(078)360-8848 E-mail:volplaza@hyogo-net.or.jp

ページが表示されました インターネット

地域選択画面

画面5

Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

アドレス()

ひょうごボランティアプラザ

サイトマップ | 利用規約 | プライバシーポリシー

施設 事業 支援機関 助成金情報 Q&A 文字サイズ設定

HOME 地域づくり活動情報 団体情報 イベント情報 募金情報 メールマガジン

活動分野 活動内容 活動地域 選択画面 キーワード 検索

神戸地域 神戸市全域 東灘区 灘区 中央区 兵庫区 北区 長田区 須磨区 西区...	阪神南地域 圏域 尼崎市 西宮市 芦屋市	阪神北地域 圏域 宝塚市 伊丹市 川西市 三田市 猪名川町
東播磨地域 圏域 明石市 加古川市 高砂市 稲美町 播磨町	北播磨地域 圏域 三木市 西脇市 小野市 加西市 吉川町 社町 滝野町...	中播磨地域 圏域 姫路市 夢前町 家島町 福崎町 市川町 香寺町 神崎町...
西播磨地域 圏域 龍野市 相生市 赤穂市 太子町 御津町 播磨川町 新宮町...	但馬地域 圏域 豊岡市 朝来町 生野町 和田山町 山東町 養父町 八鹿町...	丹波地域 圏域 篠山市 柏原町 氷上町 春日町 市島町 山南町 香畑町
淡路地域 圏域 洲本市 淡路町 北淡町 東浦町 津名町 一宮町 五色町...	全県等 兵庫県、国内、海外	

ひょうごボランティアプラザ 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー10階
 Copyright(c)2002 ひょうごボランティアプラザ TEL:(078)360-8845 FAX:(078)360-8848 E-mail:volpaza@hyogo-net.or.jp

ページが表示されました インターネット

活動選択一覧

画面6

Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

アドレス()

ひょうごボランティアプラザ

サイトマップ | 利用規約 | プライバシーポリシー

施設 事業 支援機関 助成金情報 Q&A 文字サイズ設定

HOME 地域づくり活動情報 団体情報 イベント情報 募金情報 メールマガジン

地域づくり活動一覧

活動内容で検索 ▼ 活動地域で検索 ▼

キーワード検索

件数 件 / ▼

活動名称	地域
あなたもチャレンジ！ホームスティ体験！！	加古川市
歌声高らかに新年を迎える	明石市
学校へのメッセージ募集！！	加古川市
〇〇子ども会リコーダークラブ活躍中！	稲美町
自然体験村チャレンジキャンプでの冒険	播磨町
東播磨地域の豊かな自然環境を守ります	高砂市
ボーイスカウト活躍中！	明石市
冒険村開設！！	加古川市
若い夢フェスティバルの開催	加古川市

ひょうごボランティアプラザ 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー10階
 Copyright(c)2002 ひょうごボランティアプラザ TEL:(078)360-8845 FAX:(078)360-8848 E-mail:volpaza@hyogo-net.or.jp

ページが表示されました インターネット

Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

アドレス()


ひょうごボランティアプラザ

サイトマップ | 利用規約 | プライバシーポリシー

◎ 施設 ◎ 事業 ◎ 支援機関 ◎ 助成金情報 ◎ Q&A ◎ 文字サイズ設定

← HOME 地域づくり活動情報 団体情報 イベント情報 募集情報 メールマガジン

自然体験チャレンジキャンプでの冒険



小学校4年生から中学校3年生を対象に、但馬地域を訪ねてキャンプを行っています。
子どもたちにとっては、飯ごう炊きさんも、寝袋で寝るのも初めての体験。日中は、キャンプ場づくりもお手伝い。この7日間のキャンプが終わる頃には、一段と成長した子どもたちの姿を見ることが毎年楽しみです。

担当者 神戸 花子

団体からのメッセージ

日常生活から離れて、自然の中で、自然のペースで生活をする。育ち盛りの子どもたちには必要な体験だと思います。子どもたちの自主性・自覚性を尊重し、若いスタッフが支えます。

活動団体名 チャレンジキャンプ倶楽部 代表者 兵庫 太郎
ホームページURL http://www.*****.or.jp
連絡先(所在地) 神戸市兵庫区〇〇1-1 兵庫方 Eメールアドレス info@*****.or.jp
(電話番号) 078-xxxx-xxxx

ひょうごボランティアプラザ 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー10階
Copyright©2002 ひょうごボランティアプラザ TEL:(078)360-8845 FAX:(078)360-8848 E-mail:volaza@twoco-net.or.jp

ページが表示されました インターネット

附属機関等の委員の公募に関する指針

(平成15年4月1日制定)

1 目的

この指針は、県が設置する附属機関等の審議に県民の意見等を反映させることを通じて参画と協働による県行政を推進するため、県民の参画と協働の推進に関する条例（平成14年兵庫県条例第57号。以下「条例」という。）第9条第3項及び附属機関等の設置及び運営指針（平成12年4月1日制定）4(3)ウの規定に基づき、条例第9条第1項の規定に基づく附属機関等の委員の公募を行うために必要な事項を定めるものとする。

2 委員の公募を行う附属機関等の基準

附属機関等の委員を選任しようとする場合は、法令等の規定により、公募を行う余地がない場合を除き、条例第9条第1項の規定に基づき、公募を行うものとする。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる事項に該当する附属機関等は、同項に該当しないものとして、公募を行わないことができる。

(1) 県の政策の形成に関して調査審議するために設けられるものではないと認められる

次のアからオまでのいずれかに該当する附属機関等

ア 行政処分等の事前審査又は助言を目的とするもの

イ 不服申立ての審査を目的とするもの

ウ 紛争の調停を目的とするもの

エ 試験の実施を目的とするもの

オ 関係機関相互の連絡調整等を図ることを目的とするもの

(2) 県民の意見を反映させることが適当であると認められない次のアからウまでのいずれかに該当する附属機関等

ア 審議結果によっては特定の者又は団体等に利害を及ぼすことが想定される場合

イ 審議に当たって極めて高度な専門知識等を必要とする場合

ウ その他広く県民から公募することが適当であると考えられない場合

3 公募による委員選任の基準

委員の選任に当たっては、県民の視点を審議に反映し、多数の県民の参画を求める観点から、以下の基準により、委員を公募する。

(1) 公募の対象

原則として、次のアからウまでの要件をすべて満たす者を対象とする。

ア 県内に在住し、又は在勤する者

イ 国会若しくは兵庫県議会の議員又は国若しくは地方公共団体の常勤職員でない者

ウ 当該附属機関等の委員として参画する意欲及び調査審議に必要な知識を有する者

(2) 公募枠の設定

原則として、委員総数の1割以上を公募により選任する。ただし、当該附属機関等の中立性又は専門性の確保に支障が生ずる場合は、この限りでない。

(3) 再任及び併任の取り扱い

同一附属機関等における公募による委員の再任及び他の附属機関等の公募による委員との併任は、原則として行わないものとする。ただし、当該附属機関等における審議の継続性を確保する等の必要性を十分に検討したうえで、やむを得ないものと認められる場合は、この限りでない。

4 公募ができない場合の事前協議

この指針の対象となる附属機関等のうち、委員の選任を行うに当たり、2に定める基準により公募を行わない場合又は公募を行う場合において3に定める基準によることができないときは、別紙様式により、県民政策部県民文化局参画協働課と事前協議を行うものとする。

5 募集及び選考の際の留意事項

(1) 委員の責務等

選任された委員は、条例第9条第2項に規定に基づき、誠実に職務を遂行し、自らの学識、経験等に基づき、自己の責任において意見を述べることとなるので、委員の公募に当たり、次のアからウまでに掲げる事項の募集要項等への記載その他の方法により、周知を図るものとする。

ア 委員に対しては、県行政に対する特別な地位が与えられるものではないこと。

イ 委員の地位を政治、営利又は宗教上の目的に利用してはならないこと。

ウ 審議において知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

(2) 応募資格の設定

委員の公募を行うに当たっては、応募者の意欲及び知識の有無を確認するため、必要に応じて一定の職務経験、特定の技能資格その他の応募資格を設定する。

(3) 選考方法

公募による委員の選考に当たっては、当該附属機関等の委員及び主管部局長等で構成する選考委員会を設け、作文等の書面審査及び面接の実施により決定するものとする。

6 その他の委員会等の委員の公募

要綱等に基づき設置する委員会等であって、附属機関等の設置及び運営指針2の附属機関等に該当しないものの委員の公募については、2から5までに定めるところに準じて行うよう努めるものとする。

7 適用

この指針に基づく委員の公募は、条例の施行の日以後に行う委員の選任から行うものとする。

(別紙様式)

参画協働課使用欄	課長	主幹	課長補佐・係長	担当	調書提出日	平成 年 月 日
					連絡日	平成 年 月 日
意見						

附属機関等委員の公募に関する事前協議調書

附属機関等名称						
担当部局等 課室係名						
担当者職氏名 (電話番号等)						
委員数等	今回選任予定数 人					
	内	学識経験者	人	行政関係者	人	関係団体代表
訳	県職員	人		人		人
「2 委員の公募を行う附属機関等の基準」に応じた委員の公募を行わない場合の理由						
「3 公募による委員選任の基準」を満たさない場合の理由						
公募委員選任に向けた今後の取り組み方針等						